

令和2年4月9日

福井工業大学 学生の皆様へ

福井工業大学
学務部長 田中 智一

新型コロナウイルス感染症における本学の対応について(協力のお願い)

学生の皆様には新型コロナウイルス感染症の感染状況により、授業開始を5月11日とすることは既にお知らせしたところです。しかしながら、新型コロナウイルスの影響は甚大であり、終息する見通しは立っておりません。そこで、福井工業大学の学生として行動する際に、皆様に心掛けていただきたいことを下記の指針にまとめました。

今後の状況によっては、指針に変更が生じる可能性があります。その場合は本学ホームページ、ポータルメール等にてお知らせします。

記

新型コロナウイルスの感染拡大防止のための福井工業大学 学生行動指針

1. 集団感染を防ぐために回避すべき3つの条件

大学における日常の生活すべてにおいて、下記にあげる3つの条件が重なることを徹底的に回避する対策を講じることとします。

- ① 換気の悪い密室空間
- ② 多数が集まる密集場所
- ③ 間近で会話や発声をする密接場面

2. 感染予防対策について

- (1) 手指衛生(手洗い、アルコール消毒)を徹底してください。
- (2) マスクの着用を励行してください。
- (3) 毎朝体温を測定し、自らの健康状況の把握・管理に努めてください。また、十分な睡眠、バランスのとれた食事を心がけ、免疫力を高めるよう努めてください。
- (4) 不要不急の外出を避けてください。
 - ① 会食、歓迎会、送別会、懇親会等の催しは自粛してください。
 - ② 映画館、ライブハウス等の不特定多数の集まる密閉された空間に行くことは避けてください。

3. 感染が疑われる症状がある場合について

- (1) 風邪の症状等、体調不良の場合は、その軽重を問わず、自宅待機してください。
- (2) 37.0度以上の発熱が4日以上続く場合（基礎疾患等のある者は、2日程度）あるいは強いたるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合は、電話で最寄りの保健所や大学事務局学務課（以下学務課、連絡先11）に連絡し、その指示に従ってください。

4. 感染が診断された場合及び濃厚接触者と特定された場合について

医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合、学校保健安全法に定める「第一種感染症」とみなされるため、大学への登校を禁止します。

新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間接触があった等、濃厚接触者と特定された場合、発熱、咳等の症状があるか否かに関わらず、その対象者と最後に濃厚接触をした日から起算して14日間は、大学への登校を原則禁止（大学行事などへの参加を含む）とし、自宅などで健康観察を行うこととします。

また、濃厚接触者と特定された者、疑いある者と接触していた場合は、同様に接触をした日から起算して14日間は、大学への登校を原則禁止（大学行事などへの参加を含む）とし、自宅などで健康観察を行うこととします。

感染と診断された場合あるいは濃厚接触者と特定された場合は、ただちに学務課（連絡先11）に連絡し、行政の指示を遵守してください。

また、治癒後に大学への登校を再開する前にも、学務課（連絡先11）に連絡してください。

5. 県外への私的な旅行、実家への帰省について

人の移動を極力減らすことが、感染拡大を防ぐ上で大変重要です。よって、令和2年4月7日に発令された緊急事態宣言の対象地域7都府県（東京・埼玉・千葉・神奈川・大阪・兵庫・福岡）などへの往来はもちろんの事、県外への旅行等を原則禁止とします。

また、県外への帰省についても、感染拡大を防ぐ観点から、極力控えてください。

6. 海外渡航について

原則禁止します。

7. 海外から日本へ入国した場合について

外務省海外安全情報（感染症危険情報）において、「レベル2」以上の地域を一部でも含む国に滞在履歴がある者（経由地を含む）は、発熱、咳等の症状があるか否かに関わらず、日本入国後、14日間は大学への登校を原則禁止（大学行事などへの参加を含む）とし、自宅などで健康観察を行うこととします。

8. 大学への入構について

学内への立ち入りは制限しませんが、入構においては、手洗いの徹底、マスク着用、換気の

悪い密室空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発声をする密接場面を回避するなど、十分な感染予防対策を講じることを条件とします。(ただし、過去2週間以内に37.0度以上の熱があった場合は入構禁止)

9. 課外活動について

(1) 指定クラブ(13クラブ)

クラブ活動が感染拡大の原因にならないよう、新型コロナウイルス感染の状況が沈静化するまで、クラブの活動は原則として自粛とします。ただし、クラブ活動支援センターが指定するクラブ(指定クラブ)においては、当該競技連盟等が大会・公式試合を開催する場合は、顧問・監督の責任において出場を認めることとしますが、所定の課外活動伺いを速やかにクラブ活動支援センターに提出し、当センター長の承認を得てください。また、活動にはルールに示す重要な管理項目がありますので、このルールを厳守し活動を実施してください。なお、この活動のルールの詳細は、大学公式ホームページの特設サイト【新型コロナウイルス感染症に関する対応について】を確認してください。

(2) 指定クラブ外の一般クラブ及び同好会

クラブ、サークル活動が感染拡大の原因にならないよう、新型コロナウイルス感染の状況が沈静化し、クラブ活動支援センターが指示するまで、クラブ、サークル活動は原則として自粛とします。なお、この活動については、大学公式ホームページの特設サイト【新型コロナウイルス感染症に関する対応について】を確認してください。

10. 今後の対応について

新型コロナウイルス感染症を取り巻く状況は日々変化します。厚生労働省や関係自治体等の信頼性の高いWebサイトなどから最新情報を正確に入手してください。渡航歴や出身、住地域に偏見を持ったり、流言飛語に惑わされることなく、適切な対応を行うことで感染予防に努めてください。状況は日々変化していますので、本学の対応も状況に応じて変化します。本学ホームページやポータルメールなどをこまめにチェックし、最新情報の情報を収集するよう努めてください。

11. 連絡先、相談窓口について

新型コロナウイルス感染症に関する連絡先は下記の通りとします。

併せて、本学では下記相談窓口を開設しています。新型コロナウイルス感染症における事項は下記までご相談ください。

○新型コロナウイルスに感染した場合、濃厚接触者に特定された場合、濃厚接触の疑いがある場合等の連絡窓口について

福井工業大学 学務課

電話：0776-29-7867

E-MAIL：gakusei-u@fukui-ut.ac.jp

○体調不良に関する相談窓口について

福井工業大学 医務室

電話：0776-29-2629

E-MAIL：imushitsu@fukui-ut.ac.jp

※体調不良の際は、感染予防の観点から、直接、医務室への訪問は控えてください。

○新型コロナウイルス感染症を受けて家計が急変した場合等の相談窓口について

福井工業大学 学務課

電話：0776-29-7867

E-MAIL：gakusei-u@fukui-ut.ac.jp

○その他学生生活に関する相談窓口について

福井工業大学 学務課

電話：0776-29-7867

E-MAIL：gakusei-u@fukui-ut.ac.jp

12. 参考

- ・厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策の基本方針

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000599698.pdf>

- ・厚生労働省電話相談窓口（コールセンター）

電話番号 0120-565653 受付時間 9時00分から21時00分

- ・福井県 新型コロナウイルス感染症について

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kenkou/kansensyo-yobousessyu/corona.html>

以上